

証券コード：7688

2020年6月11日

株 主 各 位

東京都新宿区河田町3番10号
ミ ア ヘ ル サ 株 式 会 社
代表取締役社長 青 木 勇

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 T K P 市ヶ谷ビル
T K P 市ヶ谷カンファレンスセンター9階「バンケットホール9A」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
(報告事項)
第36期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
(決議事項)
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に、ご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
当社ウェブサイト (<https://www.merhalsa.jp/ir/meeting/>)

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の当社の事業において、経済状況の変化としては2019年10月に実施された薬価改定や消費税の増税の実施がありました。また、第4四半期からは新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響により、経済、経営環境が厳しい状況となる中で、当社では各事業に課せられた社会的意義を全うしながら、患者様、ご利用者様および社員の安心安全を守るために社内連絡体制の見直しと強化、感染防止策の徹底を敢行し、全社一丸となって事業活動の継続に尽力してまいりました。

2020年2月25日の厚生労働省発表の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を受け、当社では翌26日に取締役会指示のもと社内に「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、本部の体制と対処方法の原則の周知を行いました。

それを受け、各事業部では同日に対策を打出し、店舗、事業所、保育園等への周知徹底を行ってまいりました。医薬事業では薬局業務継続計画（新型インフルエンザ等編）を新型コロナウイルス対応版として発動、および厚生労働省発表の「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」に従い、感染症の予防と拡大防止に努めてまいりました。また、介護事業では感染症予防マニュアルの発動および厚生労働省老健局発表の「介護保険最新情報」を参考に職員に感染予防対応の通達と徹底を行い、ご利用者様、入居者様、ご家族様に対して対応策の徹底への協力をお願いする手紙の配付などを行ってまいりました。そして、保育事業では厚生労働省が発表した「保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報」および自治体からの指示・通達を基本とし、当社の感染症対策を各園に通達して対応してまいりました。

この結果、売上高16,686百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益352百万円（前年同期比61.7%増）、経常利益337百万円（前年同期比52.4%増）、当期純利益435百万円（前年同期比28.3%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(医薬事業)

当事業年度において、2店舗開設、2店舗閉店いたしました。

医薬事業を取り巻く環境は、薬価改定や2%の消費税増税等の影響で事業環境が更に厳しくなる状況の中、当社では引き続き「かかりつけ薬剤師」「かかりつけ薬局」の機能の強化により、地域から信頼される薬局であること、また「在宅業務」など人と人をつなぐサービスの推進により、その収益確保に取り組んでまいりました。

処方箋枚数については、医療モールを中心とする新店の処方箋枚数が伸びたものの、当社が多く展開している総合病院前の調剤薬局では、大病院に集中している患者様を地域のクリニックへ紹介する「逆紹介」の影響により、枚数は減少いたしました。

処方箋単価については、抗HIV薬、抗がん剤や希少疾患薬等の高額薬品の処方の増加に加え、患者様のニーズに応える「かかりつけ薬局」としてのサービスの充実および後発医薬品調剤体制加算の取得店舗数を着実に伸ばしたこと等により、単価は順調に上昇いたしました。

この結果、売上高は、9,417百万円（前年同期比2.4%増）、セグメント利益は、623百万円（前年同期比17.2%増）と増収・増益となりました。

なお、当事業年度末における調剤薬局店舗数は、40店舗（前事業年度末比±0店舗）となりました。

(介護事業)

当事業年度において、居宅介護支援事業所1カ所、福祉用具・販売事業所1カ所を閉鎖いたしました。

介護事業を取り巻く環境は、少子高齢化社会の進行を背景に、介護サービスに対する需要の増加とともに、利用者の介護ニーズの多様化が見られます。このため、当社では求められる介護サービスの提供とその質の向上を図るべく、人材の適正配置と教育・研修の充実による介護人材の育成・強化を図るとともに、介護人材の定着率の向上に努めてまいりました。これにより通所介護を中心に有資格者の手厚い配置が可能となり、加算の追加算定等による売上の増加に繋がりました。また、ドミナント展開している事業所では利用者のニーズに合わせたサービス展開と、サービス実績がケアマネジャーから認められることにより、利用の拡大と売上の増加に繋がりました。

しかしながら、当事業年度においては、度重なる台風による通所介護事業所の数日間の営業休止に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に懸念を示した一部利用者の利用の自粛などもあり、利用者数は減少いたしました。また、サービス付き高齢者向け住宅を中心とする居住系サービスでは、近隣の環境変化や入居者の自然減による退去者数が例年よりも多かったことで、退去と次の入居の間に発生する家賃および介護サービスの一時的な減少等も影響し、売上は減少しました。

利益面については、食事サービスの外注による業務の効率化、また、継続的に進めてきたコストの適正化などにより、利益率の改善に努めてまいりました。

この結果、売上高は、3,204百万円（前年同期比0.7%減）、セグメント利益は、144百万円（前年同期比10.4%増）と減収・増益となりました。

なお、当事業年度末における介護事業所数・施設数は、57事業所（前事業年度末比△2事業所）となりました。

（保育事業）

当事業年度において、東京都豊島区、葛飾区及び千葉県船橋市に新たに認可保育園3園を開設いたしました。

保育事業を取り巻く環境は、子育て家庭の共働き率が上昇傾向にあり、依然として子育て支援事業に対する需要は高い状況にある一方で、保育士確保は首都圏を中心に厳しい状況が続いております。しかしながら、当社では保育士等の採用活動への注力により、毎年人材の安定確保を実現しており、さらに保育士等の研修会の実施等を行うことで保育サービスの質の向上に努めながら、2020年4月開設予定の保育園の開園準備に注力してまいりました。

業績については、2019年3月末に認証保育園を1園閉園したことによる売上の減少があっても、2018年4月に開設した認可保育園（2園）と、2019年4月に開設した認可保育園（3園）および2019年4月から定員変更をした認可保育園（3園）の園児数が順調に増加したことにより業績に貢献いたしました。

この結果、売上高は、3,225百万円（前年同期比13.6%増）、セグメント利益は、326百万円（前年同期比41.8%増）と増収・増益となりました。

なお、当事業年度末における運営保育園数は、23園（前事業年度末比+3園）となりました。

(その他 (食品事業))

当事業年度において、学校給食部門を中心に、効率的な物流体制の構築に注力したほか、営業エリア内にて、新規取引先の確保に努めてまいりました。

業績については、当社がフランチャイジーとして店舗展開している銀のさら (3店舗) の売上が堅調に推移いたしました。一方、学校給食部門では新型コロナウイルスの感染拡大の影響により2020年3月には足立区・葛飾区の公立の小中学校が全面休校になり、配食数が減少したことにより売上は減少いたしました。その中で、事業部全体で人員配置の見直し等によるコスト削減に努め、利益の確保に努めてまいりました。

この結果、売上高は、838百万円 (前年同期比3.5%減)、セグメント利益は、19百万円 (前年同期比6.0%増) と減収・増益となりました。

事業の部門別売上高

区分	前 期		当 期		前年同期比増減 (△)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減 (△) 率
医 薬 事 業	百万円 9,197	% 57.0	百万円 9,417	% 56.5	百万円 219	% 2.4
介 護 事 業	3,228	20.0	3,204	19.2	△24	△0.7
保 育 事 業	2,838	17.6	3,225	19.3	386	13.6
そ の 他 (食 品 事 業)	869	5.4	838	5.0	△30	△3.5
合 計	16,134	100.0	16,686	100.0	551	3.4

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、主として、保育事業において2020年4月開園の保育園 (3園) の開設に伴う設備投資、及び医薬事業において調剤薬局 (2店舗) の開設に伴う設備投資を中心に、合計557百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントごとの設備投資について示すと、医薬事業に77百万円、介護事業に25百万円、保育事業に444百万円、その他 (食品事業) に2百万円、全社共通として7百万円の設備投資を実施しております。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達状況

当社は2020年3月17日に東京証券取引所JASDAQ市場への株式上場に伴い、公募増資により、総額6億43百万円の資金調達を行いました。また、当事業年度中に、新株予約権の行使による新株発行により65百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社の経営環境は「少子高齢化社会」で表現されるように、団塊の世代が75歳になる2025年には全人口の3人に1人が高齢者となり、高齢者はその後も増加していくと推計されています。また、少子化により児童数は減少していますが、共働きの子育て世代が増え東京圏に人口が集中していることから、東京圏では待機児童が発生し、政府も待機児童の解消に向けて予算を大幅に増額するなど、保育ニーズは高い状況にあります。

現在、厚生労働省は高齢化社会への対応策として「地域包括ケアシステム」を推進し、医療、介護、生活支援、高齢者住宅の整備に取り組んでおり、当社はこうした市場環境を活かし、「地域包括ケアシステム」の担い手として、当社経営理念である「少子高齢化社会の課題を解決し、地域社会を明るく元気にする」の推進に向け、当社の医療、介護、保育事業の連携により、「地域包括ケアシステム」を実現し、「命を支える企業」として信頼のブランドを確立させるべく、行政方針に沿った経営戦略をいち早く採用することで事業の成長を実現する方針です。

地域包括ケアシステムの実践例として、当社はこれまでに、日生オアシス和光（官民協働モデル）、日生ケアヴィレッジひばりが丘（団地再生モデル）の実績があります。国策に沿った複合的なサービスを一体提供することによって「地域包括ケアシステム」を実現できることは3事業を展開している当社の特徴であると考えております。この当社の特徴を活かしつつ、行政や大手デベロッパーと協力して、高い収益性を確保できる地域包括ケアシステムのさらなる開発を推進し、少子高齢化社会の課題解決をもって地域社会に貢献してまいります。

具体的には、次に記載する事項に取り組みます。

①少子高齢化社会の到来に伴う国の財政逼迫と各種政策補助の減少

少子高齢化社会の到来による高齢化率の上昇は、医療費・介護費の増大を招くため、国は医療費・介護費を抑制しています。国の財政難による調剤報酬や介護報酬引き下げは、調剤薬局と介護事業を運営する当社の売上の減少という形で経営に大きく影響することから、国の方針への早期対応により調剤報酬・介護報酬の各加算項目の早期取得を志向し、医薬・介護・保育事業の機能をワンストップで提供することによって、売上を伸ばす必要があるものと認識しております。また、成長コンセプトを明確にした新サービスの開発を行うことにより収益性の向上を目指します。

②待機児童の減少

少子化による待機児童の減少によって全国的に保育園の入園希望者が減少する懸念があります。当社は、待機児童率が高い市区町村（特に東京圏の駅前立地）を条件として計画的に認可保育園の開園を進めつつ、公立保育園の民間委託事業の受託や学童保育といった、多様な保育および子育て支援サービス展開を模索し、挑戦してまいります。

③有資格者の確保

当社事業においては、薬剤師、介護福祉士、保育士といった有資格者の確保が必要不可欠であります。新卒・中途問わず、地方における採用を強化し、各資格者の専門性を活かした事業本部別の就業体系を構築し、柔軟な勤務環境を整備することで人材の育成・強化を図ります。

④競争力の強化

ブランディングプロジェクトを継続して推進し、各事業本部のコンセプトを明確にした活動に取り組み、地域集中出店（ドミナント出店）を意識した開発を行うことにより、地域の認知度を高め、ブランド力を強化いたします。

⑤多様性のある管理者の育成

店舗及び施設管理のための管理者の育成と「働き方改革」を課題として掲げており、多様な能力・創造性の発揮を可能にする人事制度の構築と、多様な人材を管理者として登用するための管理者教育を積極的に進めてまいります。

⑥業務の効率化

労働集約型の事業、併せて多店舗展開を行っている当社にとって、各拠点で行う業務の効率化と本社部門で行うデータの収集・分析は収益に直結することから、業務のマニュアル化およびパターン化、さらにはIT化による業務の効率化が課題と考えております。

⑦自己資本比率の向上

財務上の課題として自己資本比率の向上が必要と考えており、有利子負債を圧縮することによる総資産の軽減に取り組み、併せて戦略的投資による成長分野の収益拡大とキャッシュ・フローの充実を行い、着実な利益拡大により自己資本比率の向上を図ります。

⑧新型コロナウイルスの事業への影響

当社の医薬事業・介護事業・保育事業・その他（食品事業）は、こうした緊急時にも業務の継続が求められる事業であり、4事業あることで財務リスクを軽減できることを強みとしておりますが、全体への影響は少ないものの、介護事業の通所介護事業所や食品事業の学校給食への食材の卸売に影響が出るものと考えております。

なお、各事業本部ともに厚生労働省の基準を厳密に遵守し、衛生管理の徹底に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第33期 2017年3期	第34期 2018年3期	第35期 2019年3月期	第36期 (当期) 2020年3月期
売 上 高 (百万円)	15,629	16,406	16,134	16,686
経 常 利 益 (百万円)	43	373	221	337
当 期 純 利 益 (百万円)	39	308	339	435
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	20.48	158.92	175.14	222.42
総 資 産 (百万円)	7,658	8,175	8,256	8,848
純 資 産 (百万円)	722	1,030	1,370	2,515
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	372.09	531.02	706.16	1,026.27

(注) 2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
医薬事業	調剤薬局事業（医薬品、医薬部外品、健康食品、生活関連用品等の販売）、コンビニエンスストア（調剤薬局併設型）
介護事業	介護サービス事業（通所介護、認知症対応型通所介護、訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、地域包括支援センター、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、特定施設入居者生活介護等の運営）
保育事業	認可保育園、認証保育園、院内保育園（運営受託）の運営
その他（食品事業）	食材の卸売業、宅配サービス

(8) 主要な営業所および工場

名称	所在地
本社	東京都新宿区
医薬事業	東京都（36）神奈川県（3）埼玉県（1）
介護事業	東京都（30）埼玉県（20）千葉県（7）
保育事業	東京都（17）神奈川県（3）千葉県（3）
その他（食品事業）	東京都（4）

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

従業員数	前期末増減比	平均年齢	平均勤続年数
894名（616名）	58名増（64名減）	34.5歳	4.9年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び登録社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数については、パート及び登録社員を除いて算出しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	306,726 千円
株式会社埼玉りそな銀行	253,705
株式会社商工組合中央金庫	230,610
城北信用金庫	223,860
株式会社三井住友銀行	156,260
株式会社三菱UFJ銀行	112,500
株式会社きらぼし銀行	108,797
日本生命保険相互会社	100,000
株式会社東日本銀行	60,750
株式会社千葉銀行	43,900
株式会社横浜銀行	34,976

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。
これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,300,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	600,000千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年3月17日に東京証券取引所JASDAQ市場に株式を上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,760,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,450,600株
- (3) 株主数 1,493名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社スリーユ	800,000 株	32.64 %
青 木 勇	684,000	27.91
グリーンホスピタルサプライ株式会社	100,000	4.08
アルフレッサ株式会社	100,000	4.08
青 木 文 恵	60,000	2.44
ミアヘルサ従業員持株会	45,700	1.86
門 倉 優 里	40,000	1.63
青 木 友 紀	40,000	1.63
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	17,500	0.71
株式会社SBI証券	13,000	0.53

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①2019年8月29日付で1株に対し10株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が1,746,000株増加しております。
- ②2020年3月16日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数300,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ321,540,000円増加しております。
- ③当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が210,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ33,049,000円増加しております。
- ④発行可能株式総数
2019年8月29日付の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき2019年8月29日付をもって当社定款第6条を変更し発行済株式総数を6,984,000株増加し、7,760,000株としております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称		第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
発行決議の日		2015年1月26日	2015年1月26日
新株予約権の数		3 個	4 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 3,000株 (新株予約権 1 個につき1,000株)	普通株式 4,000株 (新株予約権 1 個につき1,000株)
新株予約権の払込金額		1 株当たり 2円70銭	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1 株当たり 270円	1 株当たり 270円
新株予約権を行使することができる期間		2015年 2 月11日から 2025年 1 月26日まで	2017年 1 月27日から 2025年 1 月26日まで
新株予約権の行使の条件		当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとします。	当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとします。
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 1 名 新株予約権の数 3 個 目的となる株式の数 3,000株	保有者数 1 名 新株予約権の数 4 個 目的となる株式の数 4,000株
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

名 称		第5回新株予約権	
発行決議の日		2017年6月29日	
新株予約権の数		100個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,000株 (新株予約権1個につき10株)	
新株予約権の払込金額		払込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 400円	
新株予約権を行使することができる期間		2019年6月30日から 2027年6月29日まで	
新株予約権の行使の条件		当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとします。	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	—	
	社外取締役	保有者数 1名 新株予約権の数 100個 目的となる株式の数 1,000株	
	監査役	—	

- (注) 1. 2016年3月24日付で行った1株を100株とする株式分割により、第1回及び第2回新株予約権については、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「役員保有状況」における「目的となる株式の数」は調整されております。
2. 2019年8月29日付で行った1株を10株とする株式分割により、第1回、第2回及び第5回新株予約権については、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の払込金額」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「役員保有状況」における「目的となる株式の数」は調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青 木 勇	
取締役副社長	青 木 文 恵	介護事業本部・海外事業担当 NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長
取 締 役	青 木 茂	経営企画本部本部長
取 締 役	佐 藤 安紀子	医薬事業本部本部長
取 締 役	関 根 秀 明	保育事業本部本部長
取 締 役	齊 藤 彰 一	食品事業本部本部長
取 締 役	高 橋 雅 彦	管理本部本部長
取 締 役	河 合 輝 欣	株式会社ユー・エス・イー取締役会長 一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会会長
取 締 役	梅 津 興 三	
監 査 役	足 立 正 弘	
監 査 役	遠 山 典 夫	遠山典夫税理士事務所代表
監 査 役	原 正 雄	中島経営法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役河合輝欣氏及び梅津興三氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届出しております。
2. 監査役遠山典夫氏及び原正雄氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届出しております。
3. 監査役遠山典夫氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役原正雄氏は、弁護士として豊富な企業法務経験をもち、内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	146,700千円 (7,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	16,080千円 (6,000千円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (4名)	162,780千円 (13,200千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年1月26日開催の臨時株主総会において年額250,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第32期定時株主総会において年額18,000千円以内と決議いただいております。

(4) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

① 決定の方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を内規により定めております。内規の内容の決定は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会を経て、当社取締役の報酬等の額の決定に関する方針を議論し、取締役会決定しています。

また、監査役報酬については、株主総会の決議によって決定された報酬の範囲内で、監査役会の協議により決めることとしております。

② 基本方針及び報酬水準

当社取締役の報酬は、短期のみならず中長期的な企業価値向上を目指した経営を動機づけるとともに、多様で優秀な人材を確保できるものとし、また、報酬水準は、同業他社及び他業種同規模他社との比較において、競争力のある水準を設定します。

③ 具体的方針

取締役の報酬は、業績連動報酬及び基本報酬（業績連動報酬以外の報酬）で構成されます。

(ア)業績連動報酬は、全社及び事業セグメントの下記指標に応じて決定します。

- a 売上高対前期伸長率
- b 経常利益対前期伸長率
- c 経常利益計画達成度
- d 部門別重点目標達成度

(イ)基本報酬は、原則として各取締役の役割及びその職責を考慮して決定します。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	河 合 輝 欣	株式会社ユー・エス・イー取締役会長、一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会会長であります。 当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
取 締 役	梅 津 興 三	兼職先はありません。
監 査 役	遠 山 典 夫	遠山典夫税理士事務所代表であります。 当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
監 査 役	原 正 雄	中島経営法律事務所パートナーであります。 当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取締役	河 合 輝 欣	21/25回 (84.0%)	—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営判断や意思決定の過程で、その知見に基づいた助言や提言を行っております。
取締役	梅 津 興 三	25/25回 (100.0%)	—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営判断や意思決定の過程で、その知見に基づいた助言や提言を行っております。
監査役	遠 山 典 夫	25/25回 (100.0%)	20/20回 (100.0%)	公認会計士、税理士としての豊富な知識と経験に基づく専門的見地から必要な発言を行っております。
監査役	原 正 雄	24/25回 (96.0%)	19/20回 (95.0%)	弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見などを行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

		支払額
①	公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬等の額	28,000千円
②	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	1,500千円
	①及び②の合計額	29,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の会社法監査における報酬等の額について同意の判断をしました。

3. ②の報酬等は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。

会計監査人は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任します。上記のほか、監査役会は、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

会社の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せて法令その他特別に定めのあるときのほかは保存期間を定めて保管するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。

- a 株主総会議事録
- b 取締役会議事録
- c 執行部会議事録
- d 業績検討会議事録
- e 本部長会議議事録
- f リスク・コンプライアンス委員会議事録
- g 開発会議議事録
- h 投資判定会議議事録
- i その他重要な会議体等の議事録

(ロ) 上記（イ）に定める文書の他、契約書、稟議書その他の文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行うものとする。

②当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 取締役会は、「リスク管理規程」を当社の損失に関する危険管理の統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。

(ロ) 当社のリスク管理を担う機関として代表取締役社長を最高責任者に管理本部担当取締役をリスク管理担当とし、リスク管理活動の推進を統括する。

(ハ) 当社のリスク管理・コンプライアンス推進に関する事項について、社内関連部署からの不適合報告、予兆管理、注意喚起、及び全社共有・対策検討に対応し、かつ、機関決定に際し、適宜、必要な調査、審議、及び推進を行うことを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

- ③当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。
 - (ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「職務権限一覧表（決裁基準）」等諸規程において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
- ④当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催され、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
 - (ロ) 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能及び役割として期待し、社外役員を招聘する。
 - (ハ) 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。
 - (ニ) 取締役は内部監査室が定期的を実施する内部監査を通じて、当社の業務実施状況の実態を把握し、法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上を図る。
 - (ホ) 監査役は独立した立場から当社の内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査する。
 - (ヘ) 当社のコンプライアンス推進体制につき「コンプライアンス（法令遵守）規程」を定め、コンプライアンス推進部門（内部監査室と管理本部）の決定・指示のもとコンプライアンス推進責任者（各事業本部長）が基本方針を各事業本部役員に周知・徹底するとともに、随時研修する。また、内部監査室、管理本部及び監査役会を公益通報窓口とする公益通報制度を設け、当社及び各部署並びに役員等による違反行為に関する通報をはじめ、あらゆる相談を受け付ける体制を構築する。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人とする。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき監査役スタッフを置くことを求めたときは、必要に応じて代表取締役社長と協議の上、使用人から監査役スタッフを任命するものとする。

⑥監査役の補助使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ) 監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査役は監査役スタッフに関して以下の事項を明確化するなどして、監査役スタッフの独立性の確保に努める。

- a 監査役スタッフの権限
- b 監査役スタッフの属する組織
- c 監査役の監査役スタッフに対する指揮命令権
- d 監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権

(ロ) 補助使用人は、その職務に関して取締役から指揮命令を受けない。また補助使用人の人事については監査役の同意を得ることとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 当社の取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査役に直ちに報告する。前記に関わらず、監査役は、いつでも必要に応じて、当社の役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

(ロ) 取締役は、公益通報者保護法等の法令を遵守し、社内体制を整備し、適切に運用することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

⑧監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、⑦（イ）・（ロ）に掲げた、取締役及び使用人の監査役への報告に対して、それを理由に当該報告者が不利益な取扱いを受けることがないものとする。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又はその償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ） 監査役は、取締役会、執行部会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。

（ロ） 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に基づき、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。

（ハ） 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて会計監査人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、会計監査人と相互の連携を高める。

⑪反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその体制

取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、暴力的または法的責任を超えた不当要求行為に組織を挙げて毅然と対応することを通じて、民事介入暴力、企業対象暴力に対して防衛するとともに、日本の関係法令及び行政指針を遵守し企業の社会的責任を全うし、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(イ) コンプライアンスに対する取り組み

労務関連を中心としてリスク対応に関する取り組みを推進するため、労務コンサルタントと管理本部を中心に、労働時間問題、ハラスメントの撲滅、個人情報の適正管理等の重点課題を報告及び議論を行う会議を毎月1回開催いたしました。また、その会議の内容を毎月1回開催する人事部会議にて各事業本部長へ周知・徹底を図りました。

なお、労務関連を中心としたリスク対応及びコンプライアンスに関する課題、対応状況等については、重大な事項が発生した場合、取締役及び監査役に報告しております。

内部通報制度につきましては、社員専用サイトや社内報を活用して公益通報窓口の周知を行い、有効に機能するように努めています。

個人情報関連につきましては、e-ラーニングを全社員を対象に実施し、コンプライアンスの実効性の確保に努めています。

(ロ) リスク管理に対する取り組み

代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を3ヶ月に1回開催いたしました。当該委員会にて当社のリスクに関する課題への対応等を報告及び議論を行いました。

なお、リスクに関する課題とその対策の状況については、定期的に取締役会へ報告しております。

(ハ) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、取締役9名（社外取締役2名を含む。）で構成され、監査役3名（社外監査役2名を含む。）も出席しています。当事業年度で取締役会は25回開催し、各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行うとともに、活発な意見交換を行っているため、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとしており、成長性を確保するため、将来の事業展開と企業体質の強化のための内部留保も考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。また、当社の剰余金の配当回数につきましては、定款に期末配当及び中間配当の2回と定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当期の期末配当については、業績状況及び、現在の財務状況（自己資本比率）等を勘案し、配当を見送らせていただきます。

内部留保資金につきましては、保育園をはじめとした新規事業所の開設設備投資資金等、事業拡大に必要な投資に充当し、企業価値向上に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,344,433	流動負債	4,698,258
現金及び預金	1,417,393	買掛金	2,197,823
売掛金	1,811,136	短期借入金	941,500
商 品	362,698	1年内償還予定の社債	41,000
貯 蔵 品	7,464	1年内返済予定の長期借入金	353,600
前 払 費 用	192,052	リ ー ス 債 務 金	30,825
未 収 入 金	505,572	未 払 払 費 用	250,300
そ の 他	50,476	未 払 法 人 税	421,000
貸 倒 引 当 金	△2,360	預 け 金	173,978
固定資産	4,504,437	前 受 取 金	23,435
有形固定資産	3,149,126	賞 与 引 当 金	11,205
建 物	2,337,779	賞 与 引 当 金	224,487
構 築 物	69,059	資 産 除 去 債 務	19,826
工具、器具及び備品	227,941	そ の 他	9,273
土 地	335,268	固定負債	1,635,608
リ ー ス 資 産	179,078	社 債	147,500
無形固定資産	240,254	長 期 借 入 金	336,984
借 地 権	204,360	リ ー ス 債 務 金	262,934
ソ フ ト ウ エ ア	35,893	長 期 未 払 金	151,176
そ の 他	0	長 期 預 り 保 証 金	114,951
投資その他の資産	1,115,056	繰 上 償 却 債 務	153,789
出 資 金	5,356	資 産 除 去 債 務	468,271
従業員長期貸付金	6,384	負債合計	6,333,867
長期前払費用	87,925	(純資産の部)	
差入保証金	650,937	株 主 資 本	2,515,005
投資不動産	210,655	資 本 金	451,589
そ の 他	153,797	資 本 剰 余 金	354,589
資産合計	8,848,870	資 本 準 備 金	354,589
		利 益 剰 余 金	1,708,827
		利 益 準 備 金	5,109
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,703,718
		固定資産圧縮積立金	837,865
		繰越利益剰余金	865,852
		評価・換算差額等	△21
		その他有価証券評価差額金	△21
		新 株 予 約 権	18
		純資産合計	2,515,003
		負債・純資産合計	8,848,870

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,686,358
売上原価		15,011,882
売上総利益		1,674,476
販売費及び一般管理費		1,322,241
営業利益		352,234
営業外収益		
受取利息	186	
受取配当金	70	
貸入	67,136	
その他	12,908	80,302
営業外費用		
支払利息	24,750	
社債利息	886	
貸原価	61,272	
その他	7,870	94,779
経常利益		337,757
特別利益		
移転補償金	42,591	
設備等補助金収入	351,883	394,474
特別損失		
固定資産除却損	42	
減損損失	80,944	
閉鎖事業所関連費	1,770	82,756
税引前当期純利益		649,475
法人税、住民税及び事業税	157,534	
法人税等調整額	56,045	213,579
当期純利益		435,895

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資 本 金 準 備 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当期首残高	97,000	—	—	5,109	628,545	639,276	1,272,932	1,369,932
当期変動額								
新株の発行	354,589	354,589	354,589					709,178
当期純利益						435,895	435,895	435,895
固定資産圧縮積立金の積立					232,000	△232,000		—
固定資産圧縮積立金の取崩					△22,680	22,680		—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	354,589	354,589	354,589	—	209,320	226,575	435,895	1,145,073
当期末残高	451,589	354,589	354,589	5,109	837,865	865,852	1,708,827	2,515,005

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	12	12	731	1,370,676
当期変動額				
新株の発行				709,178
当期純利益				435,895
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△33	△33	△713	△746
当期変動額合計	△33	△33	△713	1,144,327
当期末残高	△21	△21	18	2,515,003

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

ミアヘルサ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 出 健 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 彦 太 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミアヘルサ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月11日

ミアヘルサ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 足 立 正 弘 ㊟

社 外 監 査 役 遠 山 典 夫 ㊟

社 外 監 査 役 原 正 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加及び変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1.	1.
↳ (条文省略)	↳ (現行どおり)
26.	26.
27. 企業内及び病院内等の保育所運営委託事業	27. 企業内及び病院内等の保育所運営受託
(新 設)	<u>28. 地方自治体法に基づく指定管理者制度による公立保育所運営受託</u>
<u>28.</u>	<u>29.</u>
↳ (条文省略)	↳ (現行どおり)
<u>36.</u>	<u>37.</u>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会から、各候補者が同委員会の取締役選定基準に合致している旨、答申を受けております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	あおき いさむ 青木 勇 (1946年3月21日生)	1968年4月 (株)給食普及会（現当社）設立 1984年9月 当社設立、代表取締役就任（現任） 2010年11月 NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長	684,000株
【取締役候補者とした理由】 1968年の創業以来、豊富な経験、幅広い見識、及び強いリーダーシップをもって、会社の成長に大きく手腕を発揮しています。企業価値の更なる向上を強力に推進するために不可欠な人材であるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	あおき ふみえ 青木 文恵 (1952年2月7日生)	1975年9月 (株)給食普及会（現当社）入社 1991年5月 同社監査役 1999年9月 当社介護事業部部長 2000年1月 当社取締役介護事業部部長 2001年5月 (株)給食普及会（現当社）取締役 2009年4月 当社取締役副社長（現任） 2014年4月 当社管理本部本部長 2015年4月 当社経営戦略本部本部長 2017年5月 当社介護事業本部・海外事業担当（現任） 2018年6月 NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長（現任） [当社における担当] 介護事業本部、海外事業担当 [重要な兼職の状況] NPO法人地域包括ケアフォーラム理事長	60,000株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたる当社の経営者としての豊富な経験に基づき、当社の監督を適切に行うことに期待するものであるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	青木 茂 (1953年11月18日生)	1976年4月 日本国民食(株) (現(株)ニッコクトラスト) 入社 1976年9月 (株)給食普及会 (現当社) 入社 1981年4月 同社専務取締役 1990年7月 日本ビジョンコンサルティング(株) (現日本ビジョン(株)) 設立、代表取締役 2014年4月 当社経営戦略本部本部長 2014年6月 当社取締役経営戦略本部本部長 (2014年10月取締役退任) 2017年4月 当社保育事業本部本部長 2017年5月 当社経営企画本部本部長 2017年6月 当社取締役経営企画本部本部長 (現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたる当社の経営者としての豊富な経験に基づき、当社の監督を適切に行うことに期待するものであるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	佐藤 安紀子 (1944年7月17日生)	1982年3月 (株)給食普及会 (現当社) 入社 1984年10月 当社へ転籍 1991年5月 当社医薬事業本部本部長 2015年6月 当社取締役医薬事業本部本部長 (現任)	4,000株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたる当社の経営者としての経験に基づき、企業成長と企業価値向上に向け、当社の監督を適切に行うことに期待するものであるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	関根 秀明 (1974年4月3日生)	2002年7月 当社入社 2012年4月 当社介護事業部部長 2014年4月 当社介護事業本部本部長 2014年6月 当社取締役介護事業本部本部長 2017年5月 当社取締役保育事業本部本部長 (現任)	3,000株
【取締役候補者とした理由】 当社の経営者としての経験に基づき、企業成長と企業価値向上に向け、当社の監督を適切に行うことに期待するものであるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
6	齊藤 彰一 (1957年12月4日生)	1980年9月 (株)給食普及会 (現当社) 入社 1995年10月 当社へ出向 2004年4月 当社へ転籍、管理本部長 2004年6月 当社取締役管理本部本部長 2012年11月 当社取締役保育事業本部本部長 2017年4月 当社取締役食品事業本部本部長 (現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたる当社の経営者としての経験に基づき、企業成長と企業価値向上に向け、当社の監督を適切に行うことに期待するものであるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	高橋 雅彦 (1957年1月29日生)	1980年4月 松下電器産業(株) (現パナソニック(株)) 入社 2005年1月 同社神奈川支店長 2009年10月 同社本社リスクマネジメント室長 2013年1月 同社東京秘書室長 2015年2月 当社へ出向、管理本部総務部長 2016年6月 当社管理本部本部長 2016年11月 当社取締役管理本部本部長 (現任)	1,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 経営者としての経験に基づき、企業成長と企業価値向上に向け、当社の監督を適切に行うことに期待するものであるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
8	河合 輝欣 (1941年10月20日生)	1966年4月 日本電信電話公社 (現NTT(株)) 入社 1997年6月 エヌティティデータ通信(株) (現(株)NTTデータ) 代表取締役副社長 2002年2月 NPO法人ASPインダストリ・コンソーシアム・ジャパン (現一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会) 会長 (現任) 2003年10月 TDCソフトウェアエンジニアリング(株) (現TDCソフト(株)) 代表取締役社長 2005年5月 一般社団法人日本ソフトウェア産業協会 (現一般社団法人東京都情報産業協会) 会長 2007年9月 (株)ユー・エス・イー取締役会長(現任) 2010年4月 財団法人雇用振興協会理事長 2016年6月 当社社外取締役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 (株)ユー・エス・イー取締役会長 一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会会長	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 経営者としての豊富なキャリアと高い見識を、当社の経営に反映していただくことを期待するものであるため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
9	梅津興三 (1940年4月30日生)	1965年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほフィナンシャルグループ) 入行 1996年2月 同社常務取締役 1996年6月 興銀NWアセットマネジメント(株)(現アセットマネジメントOne(株)) 代表取締役社長 2008年6月 エヌユー知財フィナンシャルサービス(株) 代表取締役会長 2015年6月 当社顧問 2016年6月 当社社外取締役(現任)	1,000株
【社外取締役候補者とした理由】 経営者としての豊富なキャリアと高い見識を、当社の経営に反映していただくことを期待するものであるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、河合輝欣氏及び梅津興三氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低限度額としております。両取締役候補者の再任が承認された場合、同契約を継続する予定です。
3. 河合輝欣氏及び梅津興三氏は社外取締役候補者であります。
4. 河合輝欣氏及び梅津興三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。なお、両取締役候補者の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
5. 河合輝欣氏及び梅津興三氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。

以 上

〈× 毛 欄〉

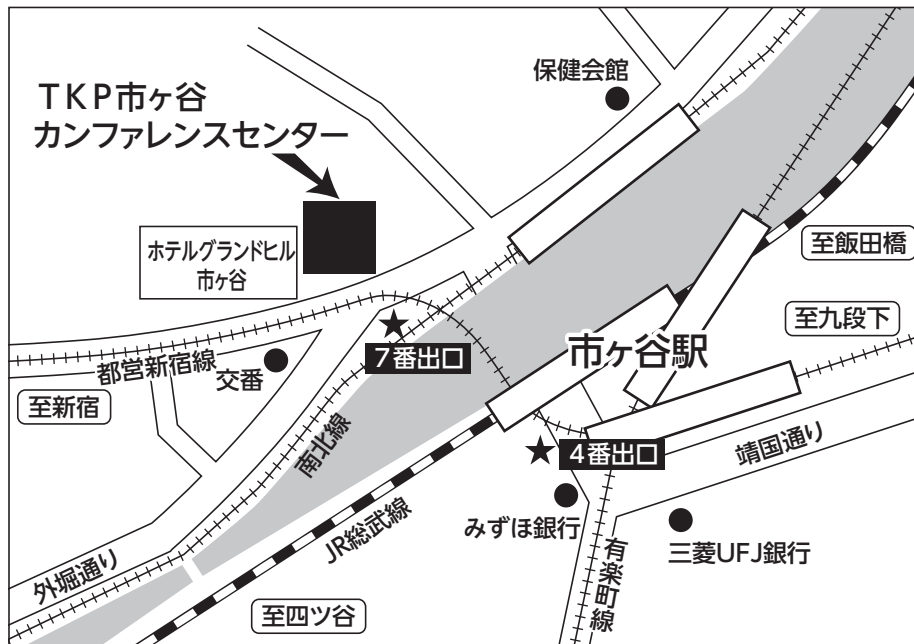
株主総会会場ご案内図

会場

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 9階「バンケットホール9A」
東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル TEL 03 (5227) 6911

交通機関

東京メトロ | 有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」 | 7番出口から徒歩1分
都営地下鉄 | 新宿線「市ヶ谷駅」 | 4番出口から徒歩2分
J R 線 | 「市ヶ谷駅」から徒歩2分



※ ご来場には公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。